

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年3月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500838号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500107号

第1 結論

請求者のA社における平成10年10月1日から平成11年6月16日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年10月から同年12月までの標準報酬月額については11万円から22万円、平成11年1月の標準報酬月額については11万円から24万円、同年2月から同年5月までの標準報酬月額については11万円から22万円とする。

平成10年10月から平成11年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成10年10月から平成11年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年10月1日から平成11年6月16日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比べて低い額となっている。

支給明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された支給明細書により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成10年10月1日から平成11年6月16日までの期間に係る標準報酬

酬月額については、支給明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成10年10月から同年12月までは22万円、平成11年1月は24万円、同年2月から同年5月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成10年10月から平成11年5月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。